



余市町 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：余市町

運営：弁護士ドットコム株式会社

1. 余市町からのお願い
2. ご不明点のお問い合わせ方法
3. アンケート

1.余市町からのお願い

電子契約は余市町だけでなく、事業者様にも多くのメリットがあります

電子契約のメリット

- コスト削減(印紙や印刷、郵送コスト)
- 業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- 利用が簡単(アカウント登録なし、無料で利用可能)

ぜひ積極的な活用をご検討ください

従来通り紙の契約も可能です！

それによって取り扱いを変えることもありません

契約者双方が作成し保管する書類を中心に、電子契約での運用を行います。
(請書も対象とします)

- ・ 契約書
 - ・ 協定書
 - ・ 覚書
- 等

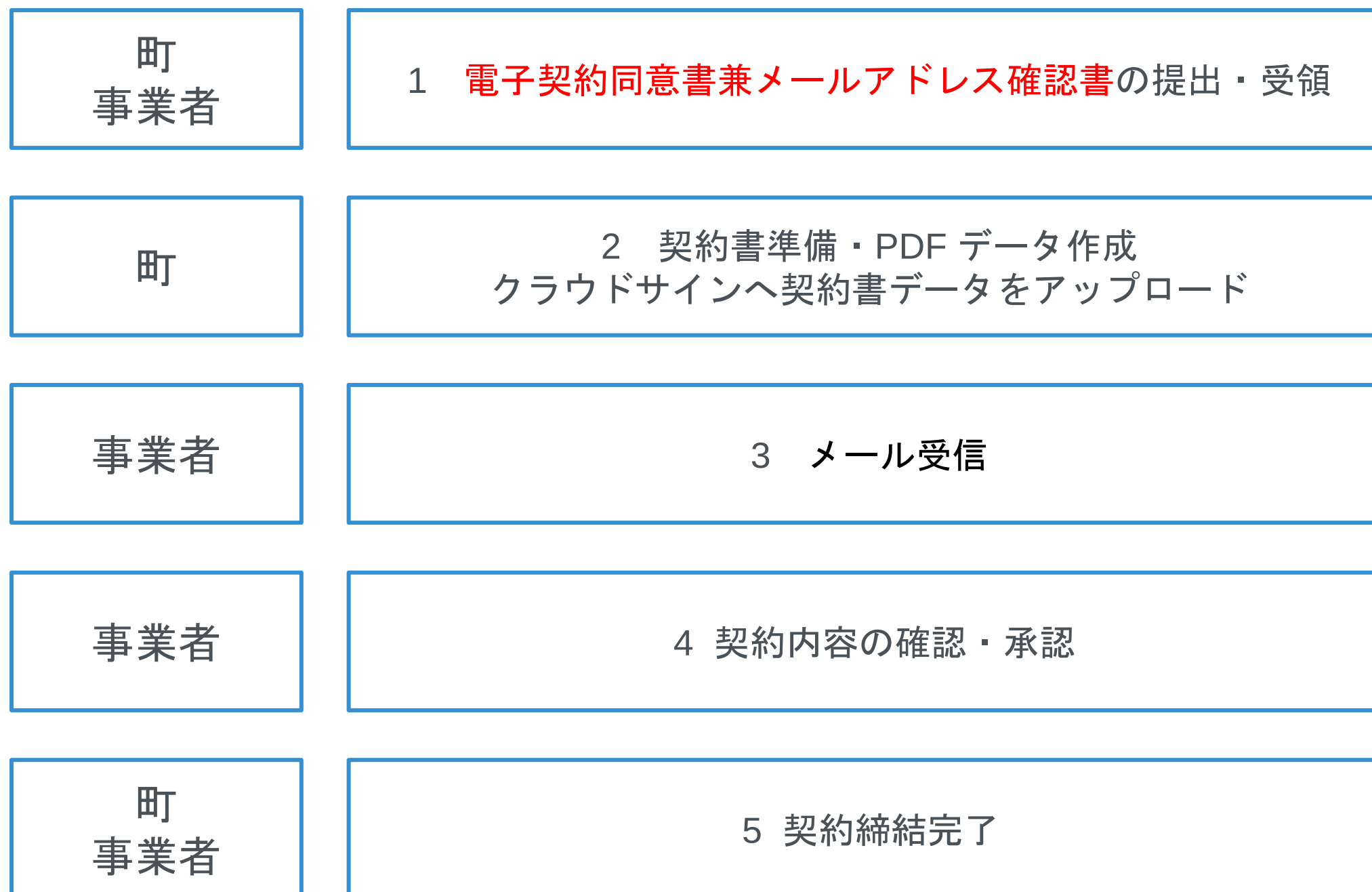
令和7年10月1日(水曜日)以降に行う契約が対象となります。

具体的な契約ごとの利用可否については、財政課にご相談ください。



余市町の電子契約時の締結業務は以下の流れとなります。

電子契約業務フロー（落札後から）



3. 契約締結の流れ(電子契約利用承諾書)

電子契約の利用を希望される場合、
「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出いただきます。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

余市町長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

電子契約サービスを利用して余市町と契約等を締結することに同意します。

建設工事の請負契約は、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

締結権限者利用メールアドレス	
締結権限者役職・氏名	
締結権限者電話番号	

【契約事務担当者】※事務担当者による契約書の事前確認が必要な場合はご記入ください。

部署名	
役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※指定したメールアドレスに変更があった場合は、速やかに本書を再提出してください。

※メールの送信順番は「契約事務担当者」⇒「締結権限者」となります。

※契約事務担当者、締結権限者のメールアドレスが同一の場合、メール送信は1通になります。

確認書の運用方法は以下の通りです。

- 提出タイミング：落札後
- 入手方法：HPに掲載
- 提出方法：原則メール

2. ご不明点のお問い合わせ方法

5. ご不明点のお問い合わせ方法

【運用に関する問い合わせ窓口】

余市町財政課契約管財係へお問い合わせください。

※ お問い合わせはメール、電話で受け付けております。

連絡先(メール) : keiyaku@town.yoichi.hokkaido.jp

連絡先(電話番号) : 0135-21-2114

【クラウドサインについての問い合わせ窓口】

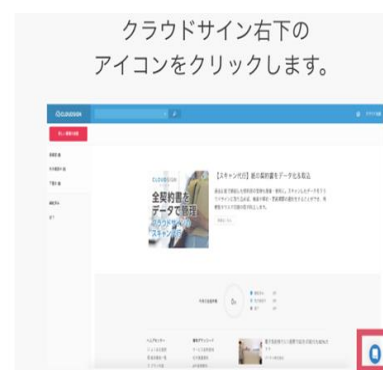


自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご活用ください。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。



操作方法のお問い合わせ窓口

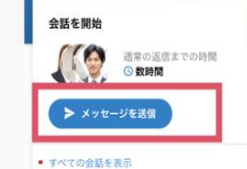
チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。



メッセージを送信をクリックします。

こちらはクラウドサイン運営事務局です。(対応時間：平日10時～18時)「メッセージを送信」よりご不明点が確認できます。以下の「今すぐ回答を検索」より、わかりやすい動画やイラスト入り記事を検索できます。



3. アンケート

以上で説明会は終了です。
本日はありがとうございました。

今後の運用の参考のために、本日の説明会についてのアンケートへのご協力をお願いいたします。

会場の方はアンケート用紙から、Zoomの方は終了後アンケートフォームが開くので、そちらからご回答ください。